

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県国保ヘルスアップ支援事業の総合的な推進に係る業務委託	R3.7.1	国立大学法人 島根大学 島根県松江市西川津町1060	60,449,800	第167条の2第1項 第2号	健康推進課	本業務委託は、専門的知識・技術のみでなく、県内の医療福祉、社会資源、地理的条件等の理解と県及び市町村が実施する保健事業への支援を求めており、同大学が医学部を中心に医療・福祉に対する専門分野の知識と技術を有し、医療・健康等データ分析とその結果を活用した医師等専門職への研修や県民への普及啓発など、島根県及び県内市町村と連携しながら総合的に保健事業を支援できる能力を有する唯一の機関であるため。	
令和3年度在宅歯科医療推進対策事業業務委託	R3.7.1	一般社団法人 島根県歯科医師会 松江市南田町141-9	1,186,900	第167条の2第1項 第2号	健康推進課	当該法人は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。	
令和3年度在宅歯科医療連携室整備事業業務委託	R3.7.1	一般社団法人 島根県歯科医師会 松江市南田町141-9	1,574,000	第167条の2第1項 第2号	健康推進課	当該法人は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。	
令和3年度歯科保健推進事業業務委託	R3.7.1	一般社団法人 島根県歯科医師会 松江市南田町141-9	1,650,000	第167条の2第1項 第2号	健康推進課	当該法人は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。	
令和3年度島根県介護職員等によるたんの吸引等研修事業委託	R3.7.16	学校法人木村学園(広島市中区上幟町8-18)	3,020,080	第167条の2第1項 第2号	高齢者福祉課	登録研修機関であり、過去に当該研修を実施した実績がある。また、介護福祉士養成校であり、介護人材の養成等に係る研修のノウハウを有し、研修講師となる指導者講習修了者が複数名所属しており、これらの事情を検討した結果、本業務を適切に実施できるのは当該事業者以外にないと判断した。	
令和3年度島根県女性のつながりサポート相談業務	R3.7.9	名称:しんぐるまざあず・ふおーらむ出雲(島根) 出雲市今市町1661-19 「比良(ひら)助産院」内	4,080,000	第167条の2第1項 第2号	青少年家庭課	・内閣府の地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」メニューは、コロナ対策として、時限的、緊急的なものであり、上記目的を達成するため、限られた事業期間内において最大の効果を得るには、早期に事業着手し、その後もコンスタントに事業に取り組む必要がある。 ・また、上記交付金は、困難を抱える女性が対象であり、かつ、こうした女性を従来から支援してきた民間団体に委託実施することが求められている。 ・中でも、感染症拡大の影響が大きく、特に支援が必要となってくるシングルマザーを対象とした相談等を実施できる団体に委託することにより、これまで支援が行き届いていない女性を幅広く支援につなげていこうとするもの。 ・しんぐるまざあず・ふおーらむ出雲は、過去10年間にわたり県下でシングルマザーの支援活動を継続しており、専門家等との連携や開催ノウハウを兼ね備えているため、上記要件を満たしている。 ・上記要件を満たす民間団体は、県内に当該団体1団体しか存在しない。 ・以上より、本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えている委託先は、しんぐるまざあず・ふおーらむ出雲以外にはない。	
令和3年度島根県女性のつながりサポート相談業務	R3.7.19	るりっく 松江市西川津町1060 島根大学法文学部 片岡研究室内	1,715,302	第167条の2第1項 第2号	青少年家庭課	・内閣府の地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」メニューは、新型コロナウイルス感染症拡大対策として、時限的・緊急的なものであり、上記目的を達成するため、限られた事業期間内において最大の効果を得るためには、早期に事業着手し、その後もコンスタントに事業に取り組む必要があること。 ・上記交付金は、困難を抱える女性が対象であり、かつ、こうした女性を従来から支援してきた民間団体に委託実施することが求められていること。 ・中でも、感染症拡大の影響が大きく、特に支援が必要となってくるシングル女性を対象とした相談等を実施できる団体に委託することにより、これまで支援が行き届いていない女性を幅広く支援につなげていこうとするもの。 ・当該団体は、過去5年間にわたり県下でシングル女性の支援活動を継続し、専門家等との連携や開催ノウハウを兼ね備えており、上記要件を満たしている。 ・要件を満たす民間団体は、県内に当該団体1団体しか存在しない。 ・以上により、本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えている委託先は、当該団体以外にはない。	
令和3年度島根県医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施業務	R3.7.27	社会福祉法人島根整肢学園 島根県江津市渡津町1926番地	1,202,800	第167条の2第1項 第2号	障がい福祉課	当該法人は、県内2箇所の医療型障害児入所施設を運営するとともに、在宅重症心身障がい児への通園療育や家族等への相談支援体制を整備しており、医療的ケア児や重症心障害児者の支援に関する豊富なノウハウを有している。医療的ケア児等への支援を総合調整する人材の育成を目的とした研修を実施するにあたり、適切な講師の専任や演習の実施ができる唯一の機関であるため。	
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱に基づく新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業(個別接種促進のための支援)の申請受付及び支払に関連した事務委託	R3.7.30	島根県国民健康保険団体連合会 松江市学園一丁目7番14号	1,995,000	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	当該団体は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、既に接種費用の審査・支払業務の委託を受けており、支援対象となる医療機関からの申請受付及び支払を行う仕組みが既に構築されており、また振込先口座情報を既に持ち合わせている団体で、医療機関の早急な支援に必要な体制を既に構築している県内唯一の団体であるため。	